



26文科高第393号

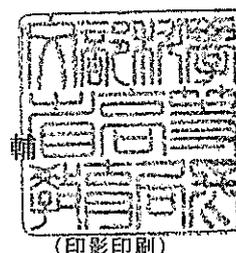
平成26年8月11日

法科大学院を置く国公立大学長
 独立行政法人大学評価・学位授与機構長
 公益財団法人日弁連法務研究財団理事長
 公益財団法人大学基準協会会長

殿

文部科学省高等教育局長

吉田 大



法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）

法科大学院教育については、これまでも各法科大学院において、司法制度改革審議会意見書に掲げられた法曹養成制度の理念や中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言等に沿って、法律基本科目の指導の充実や成績評価・修了認定等の厳格化などの取組を進めていただいておりますが、特に、法学未修者（法学既修者（法学の基礎的な学識を有すると当該法科大学院が認める者）以外の者）については、今なお司法試験合格率の低迷等の課題を抱えていることから、更なる指導の充実が求められているところです。

このため、本年3月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会においてまとめられた「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」を踏まえ、法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実に資するよう、下記のとおり関係法令の運用の見直しを行うこととしました。

これを踏まえ、各法科大学院においては、自学自習の時間の確保など学生に対する過度の負担とならないよう十分に配慮しつつ、法学未修者教育の更なる改善・充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各認証評価機関においては、各法科大学院が下記の取組を行った結果、法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに法律基本科目の履修に過度に偏ったものであると評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価していただきますようお願いいたします。

記

一 法学未修者の法律基本科目の単位数及び配当年次の扱いについて

法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合の法学既修者の履修免除の単位数については、「専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百条第二項

に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（21文科高第668号）において、「法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない」運用を求めていたが、法学未修者が法律基本科目を更に重点的に学ぶことを可能とする観点からこれを見直し、1年次及び2年次において合計10単位程度まで許容されることとすること。

二 年間登録単位数の上限について

法科大学院の学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の標準については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第7条において、1年につき36単位が標準とされているが、上記一によって法律基本科目を増加させた場合には、36単位から概ね2割程度（8単位程度）増加させた44単位程度まで標準の範囲内であることとすること。

三 実務経験等を有する者の展開・先端科目の取扱いについて

入学時に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの実務経験を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とすること。

ただし、法律基本科目によって代替する単位数については、各法科大学院の目的に沿った教育活動を展開する観点から、概ね2～4単位を目途とすることが適切であること。

なお、当該取扱いについては、法律基本科目を重点的に学ぶことが必要とされる法学既修者に適用することも可能であること。

【 本件担当 】

文部科学省高等教育局専門教育課
専門職大学院室法科大学院係

TEL：03-5253-4111（内線 3318）